

京都市告示第110号

景観法第19条第1項の規定に基づき指定した（平成30年3月30日付京都市告示第685号及び平成31年3月29日付京都市告示第664号）以下に掲げる建造物を、景観重要建造物に追加指定しましたので、告示します。

令和8年4月22日

京都市長 松井孝治

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
山崎家（旧井上家）	京都市右京区嵯峨観空寺明水町59番、59番2

（都市計画局都市景観部景観政策課）